

群馬大学研究・産学連携推進機構分室規程

平成28. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学研究・産学連携推進機構規則（以下「機構規則」という。）第3条第4項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構（以下「機構」という。）に置く分室に関し必要な事項を定める。

(分 室)

第2条 荒牧地区に荒牧分室を、昭和地区に昭和分室を置き、機構規則第4条に掲げる業務の一部を分担させる。

(分 室 長)

第3条 荒牧分室及び昭和分室に、それぞれ分室長を置く。

2 分室長は、研究・産学連携推進機構長が指名する群馬大学の教員をもって充てる。

3 分室長は、機構長の指示に従い、当該分室の業務を掌理する。

4 分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の分室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第4条 分室に関する事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に指名される分室長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。